

# 狩猟者の捕獲の実態に関する委託調査結果

平成 29 年 2 月

関東管区行政評価局



# 第 1 委託調査の概要

## 1 調査の目的

近年、ニホンジカやイノシシなどの有害鳥獣による農作物被害等が拡大しており、市町村からの委託を受けた猟友会などによる捕獲が行われている。

しかし、これら有害鳥獣の捕獲に掛かる手間やコストについては、あまり知られておらず、特に、狩猟者が負担している様々なコストの把握調査はあまり行われていない。

このため、本調査は、個々の狩猟者を会員とする独自のネットワーク、狩猟に係る専門的な知見を有する団体に狩猟者が負担している様々なコスト等の把握調査の企画・実施を委託し、その結果を平成 28 年 8 月から当局において実施している「鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査（地域計画調査）」において活用することを目的に行ったものである。

## 2 調査時期

平成 28 年 8 月から 10 月まで

## 3 調査対象

茨城、埼玉、栃木及び長野県猟友会に所属する狩猟者（1 県当たり 9 人の合計 36 人）

## 4 調査方法

茨城、埼玉、栃木及び長野県猟友会に調査の企画・実施を委託し、狩猟、有害鳥獣捕獲及び個体数調整などにより鳥獣を捕獲している狩猟者が負担している様々なコスト等を把握した。

## 5 把握した情報

調査対象とした狩猟者ごとに、以下のコスト等について、平成 27 年度実績を中心に把握した。

### (ア) 狩猟者の年間活動実績

狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整の 3 区分による狩猟者の 1 年間（月別）の捕獲活動の状況。

具体的には、捕獲対象とした鳥獣の種類、捕獲方法、出猟日数、捕獲頭数、捕獲した鳥獣の処分方法・頭数、利用方法・頭数など。

### (イ) 狩猟者が鳥獣の捕獲活動で負担している経費等（狩猟免許の取得等）

- ①狩猟者が現在取得している狩猟免許の種類、直近の取得・更新許可年月や取得等に要した経費、
- ②狩猟者が現在所持している銃の種類、直近の所持・更新許可年月や所持等に要した経費、③狩猟者が直近に行った狩猟者登録の年月や登録に要した経費など。

### (ウ) 狩猟者が鳥獣の捕獲活動で負担している経費等（備品等の購入・維持管理）

- ①狩猟者が鳥獣の捕獲に関連し、現在所有している備品等（銃、わな、車両、猟犬、その他）の種類、購入年月日、購入代金、その維持管理の内容、維持管理に要した経費、②狩猟者が購入した消耗品の内容、その購入に要した経費など。

### (エ) 狩猟者が鳥獣の捕獲活動で負担している経費等（捕獲した鳥獣の処分・利活用）

焼却処分、埋設処分、自家利用、販売、その他の 5 区分別に狩猟者が捕獲した鳥獣の処分・利活

用において負担している経費。

(オ) 狩猟者が鳥獣の捕獲活動に関連して得た収入

報償金等、各種手当、販売代金、その他の4区分に狩猟者が鳥獣の捕獲活動に関連して得た収入。

(カ) その他の調査事項

①「狩猟」、「有害鳥獣捕獲」及び「個体数調整」以外に実施した鳥獣の捕獲等に係る活動の内容及びそれに伴う経費や収入、②鳥獣の捕獲等を実施する際に直面している課題や支障等の内容、③ニホンジカやイノシシなどの鳥獣の個体数増加によって生じている影響や農作物以外の被害状況、④狩猟免許や銃器の所持許可などの手続きなど、鳥獣の捕獲等に関する意見・要望等の内容など。

(キ) 狩猟者の情報

調査対象とする狩猟者の住所、性別、年齢、職業。

## 第2 調査結果の概要

### 1 狩猟者の属性

- 最年少は59歳で最高齢は77歳。平均年齢は68.4歳。年齢を階層別にみると、「65歳以上～70歳未満」が15人で最も多く、次いで10人の「70歳以上～75歳未満」などとなっている。
- 「無職」が15人で最も多く、次いで14人の「自営業」。「自営業」の内訳をみると、「農業」が8人で最も多い。
- 保有免許は、「わなと第一種（散弾銃・ライフル銃）」の2種類の免許を取得している者が27人で最も多く、次いで「第一種のみ」の取得が6人などとなっている。

### 2 狩猟者の年間活動実績

- 狩猟における鳥獣の捕獲方法をみると、「銃のみ使用」している狩猟者が22人で最も多く、次いで「わなと銃を使用」している狩猟者が9人となっており、「わなのみ使用」している狩猟者は3人で少数。  
一方、有害鳥獣捕獲及び個体数調整（以下「有害鳥獣捕獲等」という。）の捕獲方法をみると、「わなのみ使用」している狩猟者と「わなと銃を使用」している狩猟者がそれぞれ15人で最も多く、狩猟活動では22人で最多の「銃のみ使用」している狩猟者は5人にまで減少。
- 平均出猟日数は、狩猟の44.3日に対し、有害鳥獣捕獲等はその3倍を超える140.7日。狩猟よりも有害鳥獣捕獲等に多くの時間を費やしている狩猟者が29人(80.6%)にも上るなど、狩猟者は、多くの時間をかけて行政による鳥獣被害防止の取組に協力。
- 狩猟者が有害鳥獣捕獲等において捕獲対象としている鳥獣は、9獣類、4鳥類。このうち、5獣類、1鳥類は狩猟では捕獲対象としない鳥獣。
- イノシシの捕獲数は狩猟と有害鳥獣捕獲等で同数程度であるのに対し、ニホンジカは狩猟の2倍以上の個体を有害鳥獣捕獲等で捕獲。ニホンジカについては出猟日数や捕獲方法などに応じ、捕獲頭数が増加していく傾向。
- 捕獲した鳥獣の処分等の状況をみると、狩猟で捕獲した鳥獣の約7割を自家利用・販売。一方、有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣の約6割を処分（埋設・焼却）。狩猟者からは有害鳥獣捕獲等で捕獲したニホンジカの埋設処分が大きな負担との声あり。

### 3 鳥獣の捕獲活動に伴う負担等

- 狩猟者は、鳥獣の捕獲活動に伴い、①狩猟免許の取得・更新、狩猟者登録、猟銃等の所持・更新などに係る経費（1年当たり平均43,456円）、②弾薬、車両燃料などの消耗品等の購入に係る経費（同307,154円）、③捕獲した鳥獣の処分等に係る経費（同60,340円）を負担。
- 一方、国や地方公共団体等から、鳥獣の捕獲活動に係る経費（国の交付金や市町村の有害鳥獣捕獲報償金、わなの見回り手当等）として、1年当たり平均389,240円が支払われている。
- 狩猟者が負担している経費（支出）の平均額と国や地方公共団体等から支払われている経費（収入）の平均額を比較すると、収入よりも支出が21,710円、上回る。なお、個人ごとの負担額の較差が大きい猟銃や車両などの備品等の購入・維持管理費を差し引いた場合、マイナス分は拡大。

### 第3 調査結果

#### 1 狩猟者の属性

① 調査対象となった狩猟者 36 人の性別は、すべて男性である。

表1 性別 (単位：人)

男	女
36	0

② 年齢をみると、最年少は 59 歳で最高齢は 77 歳となっており、平均年齢は 68.4 歳となっている。

表2-1 年齢 (単位：歳)

最年少	最高齢	平均値
59	77	68.4

また、年齢を階層別にみると、「65 歳以上～70 歳未満」が 15 人(41.7%)で最も多く、次いで「70 歳以上～75 歳未満」が 10 人 (27.8%) などとなっている。

表2-2 年齢 (階層別) (単位：人、%)

60 歳未満	60 歳以上 ～ 65 歳未満	65 歳以上 ～ 70 歳未満	70 歳以上 ～ 75 歳未満	75 歳以上
1 (2.8)	6 (16.7)	15 (41.7)	10 (27.8)	4 (11.1)

(注) ( )内は構成比である。

③ 職業をみると、「無職」が 15 人(41.7%)で最も多く、次いで「自営業」が 14 人 (38.9%) などとなっている。また、自営業の内訳をみると、「農業」が 8 人(57.1%)で最も多くなっている。

表3-1 職業 (単位：人、%)

会社員	公務員	団体職員	自営業	無職
4 (11.1)	3 (8.3)	0 (0)	14 (38.9)	15 (41.7)

(注) ( )内は構成比である。

表3-2 自営業の内訳 (単位：人、%)

美容	農業	建築・建設	販売	染色	無回答
1 (7.1)	8 (57.1)	2 (14.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)

(注) ( )内は構成比である。

- ④ 保有する免許をみると、「わなと第一種（散弾銃・ライフル銃）」の2種類の免許を取得している狩猟者が27人(75.0%)で最も多く、次いで「第一種のみ」が6人(16.7%)などとなっている。

表4 保有免許 (単位：人、%)

網のみ又は わなのみ	第一種のみ	わなと第一 種	網とわなと 第一種	無回答
0 (0)	6 (16.7)	27 (75.0)	2 (5.6)	1 (2.8)

(注) ( )内は構成比である。

## 2 狩猟者の年間活動実績

### (1) 鳥獣の捕獲

#### a 鳥獣の捕獲方法（使用する猟具）

鳥獣の捕獲方法を狩猟についてみると、「銃のみ使用」している狩猟者が 22 人（61.1%）で最も多く、次いで「わなと銃を使用」している狩猟者が 9 人（25.0%）となっている。

また、「わなのみ使用」している狩猟者は 3 人（8.3%）で少数となっており、いわゆる趣味の世界と言われる狩猟活動において、狩猟者は捕獲方法として銃の使用を好む傾向がみられる。

一方、有害鳥獣捕獲等についてみると、「わなのみ使用」又は「わなと銃を使用」している狩猟者が、それぞれ 15 人（41.7%）で合わせて 30 人（83.3%）に上り、22 人（61.1%）と狩猟活動では多数を占めていた「銃のみ使用」する狩猟者は 5 人（13.9%）にまで減少している。

これは、有害鳥獣捕獲等においては、冬期に行う狩猟活動に比べて、草木が繁茂して見通しが悪く、銃を使用しづらい時期にも行われることや農地や人家付近での捕獲活動になるため、使用できる猟具が制限されることなどが大きく影響しているものとみられる。

調査対象とした狩猟者からは、「一般人からは、ハンター達は鳥獣の捕獲を遊びでやっていると思われる、有害鳥獣駆除に出る気を失ってしまう。」などの意見（「4 その他の調査事項②鳥獣捕獲で直面している課題や支障」参照）があることなどからも、狩猟者にとって、有害鳥獣捕獲等に係る捕獲活動は必ずしも狩猟という元来趣味の延長にはなっていないと考えられる。

表 5 狩猟者が鳥獣を捕獲する際に使用する猟具（平成 27 年度）（単位：人、%）

区分	銃のみ使用	わなのみ使用	わなと銃を使用	無回答
狩猟	22 (61.1)	3 (8.3)	9 (25.0)	2 (5.6)
有害鳥獣 捕獲等	5 (13.9)	15 (41.7)	15 (41.7)	1 (2.8)
		30 (83.3)		

(注) ( ) 内は、構成比である。



b 出猟日数

出猟日数をみると、全ての区分に分散しており、平均出猟日数は、183.5日となっている。

表6 年間出猟日数（平成27年度）（単位：人、日）

0日(なし) ～ 50日未満	50日以上 ～ 100日未満	100日以上 ～ 150日未満	150日以上 ～ 200日未満	200日以上 ～ 250日未満	250日以上 ～ 300日未満	300日 以上	無回答	平均出 猟日数
3 (8.3)	6 (16.7)	7 (19.4)	7 (19.4)	2 (5.6)	4 (11.1)	6 (16.7)	1 (2.8)	183.5

- (注) 1 ( )内は、構成比である。  
 2 「出猟日数」は、捕獲に出かけた日数のことである(1日の中で費やした時間や回数は考慮していない)。  
 3 平均出猟日数の算定においては、無回答を除外している。

次に、出猟日数を狩猟と有害鳥獣捕獲等別にみると、狩猟は期間が限られている(注)ことから「0日(なし)～50日未満」及び「50日以上～100日未満」の区分に集中しており、有害鳥獣捕獲等については全ての区分に分散している。また、平均出猟日数は、狩猟の44.3日に対し、有害鳥獣捕獲等はその3倍を超える140.7日となっている。

- (注) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。))第2条第9項において、毎年10月15日(北海道にあっては、毎年9月15日)から翌年4月15日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間とされている。  
 さらに、鳥獣保護管理法施行規則第9条において、北海道以外の区域は毎年11月15日から翌年の2月15日まで、北海道は毎年10月1日から翌年1月31日までに狩猟期間が短縮されている。

表7 狩猟と有害鳥獣捕獲等の出猟日数（平成27年度）（単位：人、日）

区分	0日(なし) ～ 50日未満	50日以上 ～ 100日未満	100日以上 ～ 150日未満	150日以上 ～ 200日未満	200日以上 ～ 250日未満	250日以上 ～ 300日未満	300日 以上	無回答	平均出 猟日数
狩猟	23 (63.9)	11 (30.6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (5.6)	44.3
有害鳥獣 捕獲等	8 (22.2)	9 (25.0)	3 (8.3)	4 (11.1)	3 (8.3)	3 (8.3)	5 (13.9)	1 (2.8)	140.7

- (注) 1 ( )内は、構成比である。  
 2 「出猟日数」は、捕獲に出かけた日数のことである(1日の中で費やした時間や回数は考慮していない)。  
 3 平均出猟日数の算定においては、無回答を除外している。

また、狩猟と有害鳥獣捕獲等の活動状況をみると、狩猟よりも有害鳥獣捕獲等に多くの時間を費やしている狩猟者が29人(80.6%)となっているなど、狩猟者は、多くの時間を行政による鳥獣被害防止の取組に協力している実態がみられる。

これは、狩猟期間が限られているのに対し、有害鳥獣捕獲等は市町村により、通年で行われる場合もあるなど捕獲活動期間が長いことや前記aのとおり、有害鳥獣捕獲等による捕獲方法がわな猟中心となることにより、毎日又は一日置きなど定期的に餌の交換や捕獲の有無を確認するための見回りを行うこととなり、必然的に出猟日数が多くなることなどが原因とみられる。

なお、調査対象とした狩猟者からは、「毎日のわなの見回りが一番大変。体力に限界がある。」などの意見(「4 その他の調査事項②鳥獣捕獲で直面している課題や支障」参照)がある。

表8 狩猟と有害鳥獣捕獲等の活動状況（平成27年度）（単位：人、%）

有害鳥獣捕獲等よりも狩猟に多くの時間を費やしている。	5 (13.9)
狩猟よりも有害鳥獣捕獲等に多くの時間を費やしている。	29 (80.6)
無回答	2 (5.6)

- (注) ( )内は、構成比である。

c 捕獲頭数等

(a) 捕獲対象

狩猟者が捕獲対象としている鳥獣をみると、獣類が9種類、鳥類が10種類となっている。

狩猟においては、イノシシを捕獲対象とする狩猟者が24人(66.7%)で最も多く、次いでニホンジカが19人(52.8%)などとなっており、多くの狩猟者がイノシシ及びニホンジカを捕獲している。

一方、有害鳥獣捕獲等においても、イノシシを捕獲対象とする狩猟者が32人(88.9%)で最も多く、次いでニホンジカが23人(63.9%)となっており、狩猟と同様に、この2種類の獣類が多数を占めているが、狩猟では捕獲対象としていなかったキツネ、ハクビシン、アナグマ、ツキノワグマ、テン、ムクドリ等の5獣類1鳥類を捕獲対象としている。

表9 狩猟者が捕獲対象としている鳥獣(平成27年度)(単位:人、%)

区分		狩猟	有害鳥獣捕獲等
獣類	イノシシ	24(66.7)	32(88.9)
	ニホンジカ	19(52.8)	23(63.9)
	ニホンザル		5(13.9)
	タヌキ	1(2.8)	3(8.3)
	キツネ	0(0)	3(8.3)
	ハクビシン	0(0)	2(5.6)
	アナグマ	0(0)	2(5.6)
	ツキノワグマ	0(0)	1(2.8)
	テン	0(0)	1(2.8)
合計	9種類		
鳥類	カラス	7(19.4)	4(11.1)
	カルガモ	3(8.3)	2(5.6)
	カワウ	2(5.6)	5(13.9)
	マガモ	3(8.3)	0(0)
	キジバト	2(5.6)	0(0)
	ヒヨドリ	1(2.8)	0(0)
	スズメ	1(2.8)	0(0)
	ムクドリ	0(0)	1(2.8)
	キジ	2(5.6)	0(0)
	ヤマドリ	1(2.8)	0(0)
合計	10種類		

(注) 1 ニホンザルは、狩猟鳥獣ではない。

2 有害鳥獣捕獲等欄には有害鳥獣捕獲又は個体数調整のいずれかで、該当する鳥獣を捕獲対象としている狩猟者の人数を計上している。

3 ( )内は、調査対象とした狩猟者(36人)に対する割合を示す。

(b) 捕獲頭数

ア 捕獲区分別

狩猟者が捕獲した鳥獣の数を捕獲区分別にみると、狩猟についてはイノシシが360頭で最も多く、次いでニホンジカが359頭、カラスが95羽などとなっている。

一方、有害鳥獣捕獲等についてはニホンジカが825頭で最も多く、次いでイノシシが442頭、カワウが55羽などとなっている。

このうち、イノシシ及びニホンジカについてみると、イノシシでは、狩猟が360頭、有害鳥獣捕獲等が442頭で大差はないが、ニホンジカでは、狩猟が359頭であるのに対し、有害鳥獣捕獲等は825頭で2倍以上を捕獲している。

前記bのとおり、有害鳥獣捕獲等については、平均出猟日数が狩猟の3倍を越え、捕獲方法も銃中心からわな中心へと移行していることなどから、ニホンジカについては出猟日数の増加や捕獲方法の変更などにより、捕獲頭数が増加していく傾向があるとみられる。

今回、当局が「鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査」において、調査対象とした市町村からは、鳥獣の捕獲頭数について、「イノシシについては、狩猟者から、わなの数や仕掛けるポイントなど、様々な工夫をこらしても、警戒心が強く、一定数以上の捕獲は困難との声があり、生息数を半減させることは容易ではない。」といった意見や「シカについては、狩猟者から獲れすぎて処分に困るとの声も出始めており、今後の捕獲頭数にも影響し、生息数を半減させることは難しくなるのではないか。」などといった意見がある。

表10 捕獲区分別の捕獲頭数（平成27年度）（単位：頭、匹、羽）

	区分	狩猟	有害鳥獣捕獲等
獣類	イノシシ	360	442
	ニホンジカ	359	825
	ニホンザル	—	14
	タヌキ	8	32
	キツネ	—	15
	ハクビシン	—	7
	アナグマ	—	3
	ツキノワグマ	—	0
	テン	—	1
鳥類	カラス	95	34
	カルガモ	13	24
	カワウ	4	55
	マガモ	42	—
	キジバト	5	—
	ヒヨドリ	29	—
	スズメ	3	—
	ムクドリ	—	0
	キジ	1	—
	ヤマドリ	0	—

(注) 1 種類ごとの捕獲頭数が明確に区分されていたものについて計上した。

2 ニホンザルは狩猟の対象となる鳥獣ではない。また、「—」印を付した鳥獣は、調査対象とした狩猟者が捕獲対象としていない（又は市町村等から捕獲要請のない）鳥獣である。

## イ 捕獲方法別

捕獲頭数の多いイノシシ及びニホンジカについて、捕獲方法別の捕獲頭数をみると、前記 a のとおり、狩猟においては、銃を使用する狩猟者が多いことから、イノシシの銃による捕獲頭数の割合は 58.1%となっており、ニホンジカの銃による捕獲頭数の割合は 94.7%となっている。

一方、有害鳥獣捕獲等においては、わなを使用する狩猟者が多いことから、イノシシのわなによる捕獲頭数の割合は 82.4%となっているが、ニホンジカのわなによる捕獲頭数の割合は 46.7%となっている。

表 11-1 捕獲方法別の捕獲頭数 (平成 27 年度) (単位:頭、%)

区分		銃	わな		合計	
			くくりわな	箱わな		
イノシシ	狩猟	209 (58.1)	151 (41.9)	92 (25.6)	59 (16.4)	360 (100)
	有害鳥獣 捕獲等	78 (17.6)	364 (82.4)	322 (72.9)	42 (9.5)	442 (100)
	合計	287 (35.8)	515 (64.2)	414 (51.6)	101 (12.6)	802 (100)
ニホンジカ	狩猟	340 (94.7)	19 (5.3)	16 (4.5)	3 (0.8)	359 (100)
	有害鳥獣 捕獲等	440 (53.3)	385 (46.7)	378 (45.8)	7 (0.8)	825 (100)
	合計	780 (65.9)	404 (34.1)	394 (33.3)	10 (0.8)	1,184 (100)

(注) ( ) 内は、構成比である。

なお、イノシシ及びニホンジカの狩猟者 1 人当たりの平均捕獲頭数について、狩猟と有害鳥獣捕獲等別にみると、イノシシについては、狩猟 (15.0 頭/人) と有害鳥獣捕獲等 (13.8 頭/人) において大差はないが、ニホンジカについては、狩猟 (18.9 頭/人) に比べて有害鳥獣捕獲等 (34.4 頭/人) の数値が 1.8 倍となっている。

表 11-2 狩猟者 1 人当たりの平均捕獲頭数 (平成 27 年度) (単位:人、頭)

		捕獲頭数 (A)	左記を捕獲した 狩猟者数 (B)	1 人当たり平 均捕獲頭数 (A/B)
イノシシ	狩猟	360	24	15.0
	有害鳥獣捕獲等	442	32	13.8
	合計	802	56	14.3
ニホンジカ	狩猟	359	19	18.9
	有害鳥獣捕獲等	825	24	34.4
	合計	1,184	43	27.5

## (2) 捕獲した鳥獣の処分・利活用

狩猟者が捕獲した鳥獣の処分・利活用状況をみると、狩猟で捕獲した鳥獣の30.0%が処分（埋設又は焼却。以下同じ。）され、69.9%が自家利用や販売されている。

一方、有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣の61.3%は処分され、34.5%が自家利用又は販売されている。

上記のうち、焼却処分は市町村の清掃センター等で行われているが、埋設処分は一部の県や市町村において経費の補助があるものの、基本的には狩猟者が鳥獣の運搬・穴掘り・埋設などの作業を行うこととされている。このため、一部の狩猟者からは、「捕獲したシカ、イノシシ等の処分に苦慮している。山や畑に重機で穴を掘って埋めているが、市や県の有害駆除の際には行政において焼却処分の方法を検討してもらいたい。」など、有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣の処分に苦慮する意見がみられる。

表 12 捕獲した鳥獣の処分・利活用状況（平成 27 年度）

（単位：頭、匹、羽、%）

区分	狩猟							有害鳥獣捕獲等						
	捕獲数	処分		自家利用	販売	不明	捕獲数	処分		自家利用	販売	その他	不明	
		埋設	焼却					埋設	焼却					
獣類	イノシシ	360	70	94	195	0	1	442	16	348	78	0	0	0
	ニホンジカ	359	2	4	346	7	0	825	330	100	395	0	0	0
	ニホンザル							13	13	0	0	0	0	0
	タヌキ	8	8	0	0	0	0	32	32	0	0	0	0	0
	キツネ	—	—	—	—	—	—	15	15	0	0	0	0	0
	ハクビシン	—	—	—	—	—	—	7	3	0	0	0	0	4
	アナグマ	—	—	—	—	—	—	3	1	0	2	0	0	0
	ツキノワグマ	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	テン	—	—	—	—	—	—	1	1	0	0	0	0	0
鳥類	カラス	95	93	0	2	0	0	34	6	0	26	0	0	2
	カルガモ	13	0	0	13	0	0	24	10	0	0	0	0	14
	カワウ	4	4	0	0	0	0	55	14	0	0	0	33	8
	マガモ	42	0	0	42	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	キジバト	5	0	0	5	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	ヒヨドリ	29	0	0	29	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	スズメ	3	0	0	3	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	ムクドリ	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	キジ	1	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
ヤマドリ	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	
合計	919 (100)	178	98	635	7	1	1,452 (100)	441	449	501	0	33	28	
		(19.4)	(10.7)	(69.1)	(0.8)			(30.4)	(30.9)	(34.5)	(0)			(2.3)
		276 (30.0)		642 (69.9)			890 (61.3)		501 (34.5)					

(注) 1 有害鳥獣捕獲等のカワウの「その他」とは、捕獲したカワウを地元の漁業協同組合に引き渡したものである。

2 ニホンザルは狩猟の対象となる鳥獣ではない。また、「—」印は、調査対象とした狩猟者が捕獲対象としていない（又は市町村等から捕獲要請のない）鳥獣である。

3 ( ) 内は、構成比である。

### 3 鳥獣の捕獲活動に伴う負担等

#### (1) 捕獲活動に伴う負担

##### a 狩猟免許の取得・更新及び狩猟者登録

##### (a) 狩猟免許の取得・更新に係る手続き

鳥獣保護管理法第2条第8項において、「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいうとされており、同法第39条第1項において、狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許（以下「狩猟免許」という。）を受けなければならないとされている。

また、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針や都道府県の有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領等において、有害鳥獣捕獲の実施者は「狩猟免許を所持する者とする」とされているなど、有害鳥獣捕獲を行う狩猟者は、捕獲方法に該当する狩猟免許が必要となっている。

狩猟免許を受けようとする者は、鳥獣保護管理法第41条において、その者の住所地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）に、申請書を提出し、かつ、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けなければならないとされている。

これには、次表のように狩猟免許申請書や医師の診断書などの書類の提出や受験手数料などの費用負担も発生する。

表 13 狩猟免許試験の受験に係る提出書類や手数料等

<p>・ 内容 適性試験、技能試験、知識試験</p> <p>・ 提出書類等</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 狩猟免許申請書</li><li>2. 写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）</li><li>3. 猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合のみ）</li><li>4. 医師の診断書（申請者が銃砲刀所持許可を現に受けていない場合のみ）</li></ol> <p>※注意事項 銃砲等所持許可申請とは異なり、精神保健指定医以外の医師若しくはかかりつけ医師でも診断書の作成が可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>5. 82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（長形3号）（受験票の送付を希望する方のみ）</li><li>6. 申請書は免許の種類ごとに必要です。複数の免許を同時に受験する際には、受験する区分ごとに申請書の提出をお願いします。</li></ol> <p>・ 受験手数料 5,200円（既に免許を所持しており、さらに他の免許を受験する場合は3,900円） 受験手数料は、受験区分ごとに必要となります。</p>
---

（注）長野県の公表資料（同県ホームページに掲載）に基づき作成した。

また、鳥獣保護管理法第44条第1項において、狩猟免許の有効期間は3年とされ、同法第51条第1項において、狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、管轄都道府県知事に申請書を提出しなければならないとされている。

これには、狩猟免許の取得と同様、次表のように狩猟免許申請書や医師の診断書などの書類の提出や受験手数料などの費用負担も発生する。狩猟者は3年毎に、当該手続きを行っている。

表 14 狩猟免許の更新に係る提出書類等や手数料

<p>・ 内容 適性検査、講習、考査</p> <p>・ 提出書類等 （申請書及び写真は免許の種類ごとに必要です。）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 狩猟免許更新申請書</li><li>2. 写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）</li><li>3. 猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合のみ）</li><li>4. 医師の診断書（申請者が銃砲刀所持許可を現に受けていない場合のみ）</li></ol> <p>※注意事項 銃砲等所持許可申請とは異なり、精神保健指定医以外の医師でも診断書の作成が可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>5. 82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（長形3号）（受験票の送付を希望する方のみ）</li></ol> <p>・ 受験手数料 2,900円</p>
---

（注）長野県の公表資料（同県ホームページに掲載）に基づき作成した。

(b) 狩猟者登録に係る手続き

鳥獣保護管理法第 55 条第 1 項において、狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録（以下「狩猟者登録」という。）を受けなければならないとされている。

また、都道府県や市町村が定める有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領等において、有害鳥獣捕獲の実施者は「原則として当該年度又は前年度において狩猟者登録をおこなっていること」とされているなど、有害鳥獣捕獲を行う狩猟者は、狩猟者登録が必要となっている。

これには、次表のように狩猟登録申請書などの書類等の提出が必要であり、狩猟者は毎年、当該手続きを行っている。

表 15 狩猟者登録に係る提出書類等

- |   |
|---|
| <p>(1) 狩猟者登録申請書 1 部</p> <p>(2) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、若しくは損害保険会社の 3,000 万円以上の損害保険契約の被保険者であることの証明書、又は資産に関する証明書</p> <p>(3) 写真 2 枚 申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、裏面に「氏名、撮影年月日」を明記したもの<br/>※ 狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真としてください。</p> <p>(4) 狩猟税納付書 1 部</p> <p>(5) 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要の提出書類等</p> <p>ア 対象鳥獣捕獲員の場合</p> <p>① 市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類・・・1 部</p> <p>イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の場合</p> <p>① 認定鳥獣捕獲事業者の認定書の写し・・・1 通<br/>※ 捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）施行規則（以下「規則」という。）第 19 条の 9 第 1 項に規定するもの）の写し。</p> <p>② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書・・・1 通<br/>※ 施行規則様式第 16 条の 2 により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。</p> <p>③ 申請前 1 年以内の認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類・・・1 通<br/>※ 当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前 1 年以内に、長野県内の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた又は当該許可を受けたとみなされた者に限る。</p> <p>④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し・・・1 通<br/>※ 従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的、区域等）が、上記③の事業に対応したものに限る。<br/>なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第 9 条 1 項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。</p> <p>ウ 捕獲許可を受けてその捕獲等を行った者の場合（許可の区域に長野県内が含まれる場合に限り）<br/>※ 減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等をした者に限る。（許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的に限る。）</p> <p>① 登録申請前 1 年以内に交付された捕獲許可証の写し・・・1 通</p> <p>② 上記①に基づく捕獲活動報告書・・・1 通<br/>※ 捕獲活動が上記①に対応したものに限る。</p> <p>エ 捕獲許可を受けた者の従事者である場合（許可の区域に長野県内が含まれる場合に限り）<br/>※ 減税の対象となる許可捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者の従事者として、当該許可に係る鳥獣の捕獲等をした者に限る。（許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的に限る。）</p> <p>① 登録申請前 1 年以内に交付された捕獲許可従事者証の写し</p> <p>② 上記①に基づく捕獲活動報告書・・・1 通<br/>※ 捕獲活動が上記①に対応したものに限る。</p> |
|---|

(注) 長野県の公表資料（同県ホームページに掲載）に基づき作成した。

さらに、狩猟者登録においては、次表のように所持する免許の種類や登録の区分（所得、農林水産業への従事の状態など）に応じた狩猟税、狩猟者登録申請手数料などの費用負担も発生する。

表 16 狩猟者登録に係る費用

(1) 狩猟税		
免許の種類	登録の区分	狩猟税
第一種銃猟	1 都道府県民税の所得割額の納付を要する者及びその者の控除対象配偶者又は扶養親族	16,500 円
第一種銃猟	2 都道府県民税の所得割額の納付を要しない者及びその者の控除対象配偶者又は扶養親族	11,000 円
	3 上記 1 の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事している者	
網猟又はわな猟	4 都道府県民税の所得割額の納付を要する者及びその者の控除対象配偶者又は扶養親族	8,200 円
網猟又はわな猟	5 都道府県民税の所得割額の納付を要しない者及びその者の控除対象配偶者又は扶養親族	5,500 円
	6 上記 4 の者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事している者	
第二種銃猟	7 登録区分に拠らず一律	5,500 円
※ その他	対象鳥獣捕獲員である者（長野県内の市町村において当該捕獲員に任命され、任命市町村長よりその証明書が提出された者に限る。）	免税
※ その他	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	免税
※ その他	狩猟者登録申請前 1 年以内の期間に、鳥獣保護法又は鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は許可に係る捕獲に従事した者	上記 1 から 7 の狩猟税の半額（100 円未満切り捨て）

2、3、5、6 に該当する場合は、住所地の市町村長から発行される証明書を添付してください。

(2) 狩猟者登録申請手数料：1,800 円

(注) 長野県の公表資料（同県ホームページに掲載）に基づき作成した。



(c) 狩猟免許の取得・更新、狩猟者登録に係る費用

狩猟者が前記(a)及び(b)の狩猟免許の取得・更新及び狩猟者登録において負担している費用をみると、免許の取得・更新は「5千円以上～1万円未満」が19人(52.8%)で最も多く、狩猟者登録に係る費用は「3万円以上～5万円未満」が14人(38.9%)で最も多い。これらの平均額をみると、免許の取得・更新に係る費用は5,738円、狩猟者登録に係る費用は31,829円となっている。

表17 狩猟免許の取得・更新及び狩猟者登録に係る費用の負担状況 (単位：人、円、%)

区分	5千円未満	5千円以上～1万円未満	1万円以上～3万円未満	3万円以上～5万円未満	5万円以上	無回答	平均額
免許の取得・更新に係る費用	5 (13.9)	19 (52.8)	1 (2.8)	0 (0)	0 (0)	11 (30.6)	5,738
狩猟者登録に係る費用	4 (11.1)	0 (0)	9 (25.0)	14 (38.9)	3 (8.3)	6 (16.7)	31,829

(注) 1 狩猟者が直近に行った申請に係る費用を計上している。

2 ( )内は、構成比である。

3 平均額の算定においては、無回答を除外している。

## b 猟銃又は空気銃の所持許可及び許可の更新

### (a) 所持許可に係る手続き

狩猟、有害鳥獣捕獲又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持しようとする者等は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第4条第1項に基づき、所持しようとする猟銃等ごとに、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないとされている。

これには、次表のように銃砲所持許可申請の提出や射撃教習の受講などが必要であり、これらに係る費用負担も発生する。狩猟者は、狩猟や有害鳥獣捕獲等において使用する猟銃等を所持するため、猟銃等ごとに、当該手続きを行っている。

表 18 猟銃等を所持するための手続き（流れ）及び費用

<b>猟銃等講習会（初心者）申し込み</b>	
<b>【必要書類】</b>	
受講申込書	2枚（銃砲火薬店または警察署にある）
写真	2枚（ライカ版・縦4cm 横3cm）
印鑑	
受講手数料（県収入証紙）	6,800円
※上記を添え住所地の警察署へ申し込む。	
<b>（希望者）猟銃等講習会（初心者）予備講習会受講</b>	
受講料	2,000円
携行品	猟銃等取扱読本、筆記用具
<b>猟銃等講習会（初心者）指定された日</b>	
銃刀法・火取法・武等法・鳥獣法などから、20問4択で出題され、70点以上で合格。	
※合格した者に、「講習終了証明書」が交付される。	
（有効期間3年間） 個人保管	
★ この段階で、空気銃の所持許可申請をすることができる。	
<b>【必要書類】</b>	
銃砲所持許可申請書	1枚
同居人調査書	1枚
写真	2枚（ライカ版・縦4cm 横3cm）
医師の診断書	1通
住民票謄本	1通
戸籍抄本	1通
経歴書	1通
講習終了証明書	原本提示
<b>散弾銃を所持しようとする者</b>	
教習射撃を受けるため、受講資格の認定申請をする。 7,900円	
<b>【必要書類】</b>	
銃砲所持許可申請書	1枚
同居人調査書	1枚
写真	2枚（ライカ版・縦4cm 横3cm）
医師の診断書	1通
住民票謄本	1通
戸籍抄本	1通
経歴書	1通
講習終了証明書	原本提示
※資格のあるものにたいして、「教習資格認定書」が交付される。	
（有効期間3か月）	
（3か月以内に射撃教習を受講しなくてはならない。）	
<b>猟銃用火薬类等譲受け許可申請をする</b>	
（住所地の警察署、即日交付。） 2,400円	
<b>射撃教習の受講申込みをする。</b>	
電話等で予約する。	
<b>射撃教習を受講する 25,000円（税別）</b>	
※使用する装弾（75発）は別途料金。	
※射撃教習に合格した者に、「教習終了証明書」が交付される。	
（有効期間1年間）	

(所持したい銃の銃砲所持許可申請を有効期間内に行う)  
銃砲所持許可申請(散弾銃)を住所地の警察署に提出する。 9,000円

【必要書類】

銃砲所持許可申請書	1枚
同居人調査書	1枚
写真	2枚 (ライカ版・縦4cm 横3cm)
医師の診断書	1通
住民票謄本	1通
戸籍抄本	1通
経歴書	1通
講習終了証明書	原本提示。

許可された者は、「猟銃・空気銃所持許可証」の交付を受ける

(有効期間3か月)

(3か月以内に銃を購入、または譲受けをしない。)

銃を受け取った日から、14日以内に公安委員会の確認を住所地の警察署で受ける。

射撃場で射撃をするため、猟銃用火薬類等譲受許可申請をする。

(住所地の警察署、即日交付。) 2,400円

(注) 茨城県猟友会の公表資料(同会ホームページに掲載)に基づき作成した。

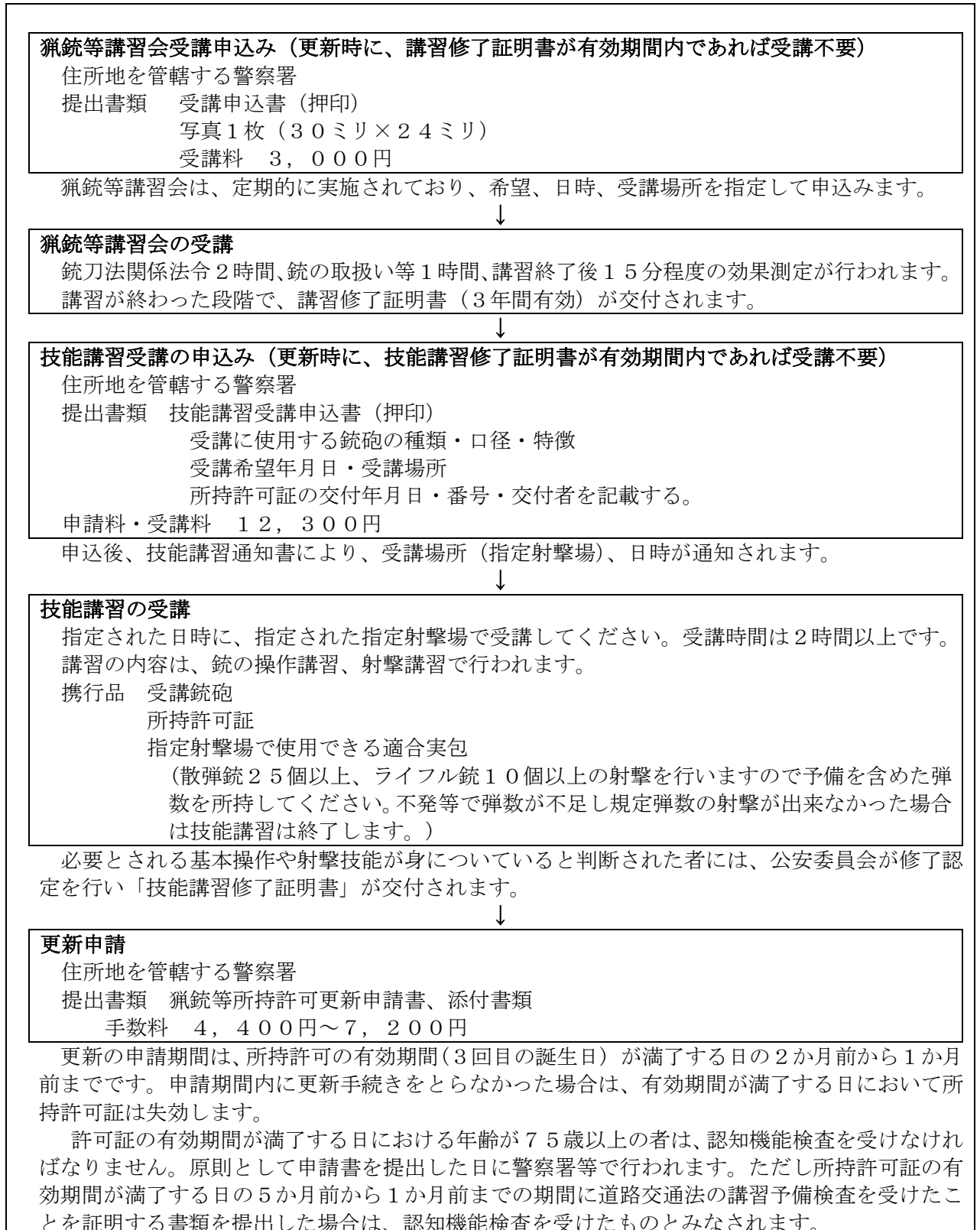
(b) 所持許可の更新に係る手続き

猟銃等の所持の許可の有効期間は、銃刀法第7条の二において、当該許可を受けた日の後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とされ、また、猟銃等の所持の許可の更新を受けようとする者は、銃刀法第7条の三に基づき、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、許可の更新の申請をしなければならないとされている。

猟銃等の所持許可については、前記(a)のとおり、所持する猟銃等ごとに許可を受けていることから、許可の更新についても、猟銃等の所持数に応じた手続きが必要となる。

これには、次表のように猟銃等所持許可更新申請書の提出や費用負担が必要であり、狩猟者は、所持する猟銃等ごとに、3年に一度、当該手続きを行っている。

表 19 猟銃等の所持許可を更新するための手続き（流れ）及び費用



(注) 一般社団法人全日本指定射撃場協会の公表資料（同会ホームページに掲載）に基づき作成した。

(c) 猟銃等の所持許可及び許可の更新に係る費用

狩猟者が猟銃等の所持許可及び更新において負担している費用をみると、「1万円以上～3万円未満」が16人(44.4%)で最も多く、次いで「3万円以上～5万円未満」が9人(25.0%)などとなっており、平均額は29,143円となっている。

表 20 猟銃等の所持許可及び許可の更新に係る費用の負担状況(単位:人、円、%)

5千円未満	5千円以上～1万円未満	1万円以上～3万円未満	3万円以上～5万円未満	5万円以上	無回答	平均額
0 (0)	2 (5.6)	16 (44.4)	9 (25.0)	4 (11.1)	5 (13.9)	29,143

(注) 1 狩猟者が現在所持している銃について、直近に行った申請に係る費用を計上している。

2 ( )内は、構成比である。

3 平均額の算定においては、無回答を除外している。

c 鳥獣の捕獲に必要な消耗品等の購入等に係る費用

鳥獣の捕獲には、くくりわなや猟銃等の弾薬などの購入代、猟場までの移動や鳥獣の運搬等の際に利用した車両の燃料代などのいわゆる消耗品の購入等に係る負担が発生する。

また、射撃練習や狩猟プランの打合せなどに係る費用負担も発生する。

(a) 消耗品等の購入状況

消耗品を購入した狩猟者の人数をみると、「弾薬」が31人(86.1%)、次いで「車両燃料」が30人(83.3%)、帽子、狩猟用ベスト、長靴等の「衣類」が18人(50.0%)などとなっている。

また、消耗品以外(その他)では、「射撃練習」が29人(80.6%)、狩猟プランの「打合せ」が15人(41.7%)となっている。

表 21 主な消耗品の購入状況 (平成 27 年度) (単位：人、%)

区分	品目	購入等の人数
消耗品	くくりわな	14(38.9)
	弾薬	31(86.1)
	車両燃料	30(83.3)
	衣類	18(50.0)
	無回答	4(11.1)
その他	射撃練習	29(80.6)
	打合せ	15(41.7)
	無回答	6(16.7)

- (注) 1 「弾薬」には、猟銃等を撃つときに必要な弾丸(散弾装弾、ライフル実包)や火薬、薬きょう、雷管などのいずれかを購入している狩猟者の人数を計上した。  
 2 「衣類」には、帽子、狩猟用ベスト、長靴、サングラス、手袋などのいずれかを購入している狩猟者の人数を計上した。  
 3 「打合せ」には、交際費、会食などの名目で経費を支出している狩猟者の人数を計上した。  
 4 ( )内は、調査した狩猟者(36人)に対する割合を示す。  
 5 人数は延べ数である。

(b) 消耗品等の購入に係る費用

消耗品の購入金額をみると、「10万円以上～20万円未満」が13人(36.1%)、次いで「20万円以上～30万円未満」が8人(22.2%)、「10万円未満」が6人(16.7%)などとなっている。

また、その他の購入金額をみると、「10万円未満」が20人(55.5%)、次いで「10万円以上～20万円未満」が5人(13.9%)などとなっている。

それぞれの平均購入額は、消耗品が210,070円で、その他が103,556円となっている。

表 22-1 消耗品等の購入金額 (平成 27 年度) (単位：人、円)

区分	10万円未満	10万円以上～20万円未満	20万円以上～30万円未満	30万円以上～40万円未満	40万円以上～50万円未満	50万円以上	無回答	平均額
消耗品	6 (16.7)	13 (36.1)	8 (22.2)	1 (2.8)	1 (2.8)	3 (25.0)	4 (11.1)	210,070
その他	20 (55.5)	5 (13.9)	4 (11.1)	0 (0)	0 (0)	1 (2.8)	6 (16.7)	103,556

- (注) 1 ( )内は、構成比である。  
 2 平均額の算定においては、無回答を除外している。

これら消耗品及びその他の合計購入金額をみると、「10万円以上～20万円未満」が13人(36.1%)、次いで、「20万円以上～30万円未満」及び「50万円以上」がそれぞれ5人(13.9%)などとなっており、平均額は307,154円となっている。

表 22-2 消耗品及びその他の合計購入金額（平成 27 年度）

（単位：人、円）

10 万円未満	10 万円以上 ～ 20 万円未満	20 万円以上 ～ 30 万円未満	30 万円以上 ～ 40 万円未満	40 万円以上 ～ 50 万円未満	50 万円以上	無回答	平均額
2 (5.6)	13 (36.1)	5 (13.9)	3 (8.3)	4 (11.1)	5 (13.9)	4 (11.1)	307,154

(注) 1 ( ) 内は、構成比である。

2 平均額の算定においては、無回答を除外している。

## d 捕獲した鳥獣の処分・利用に係る費用

## (a) 処分・自家利用等に係る費用の負担状況

捕獲した鳥獣の処分・自家利用等に係る経費の負担状況を見ると、埋設処分の経費を負担している狩猟者が 15 人 (41.7%) で最も多く、次いで焼却処分が 13 人 (36.1%)、自家利用が 3 人 (8.3%) となっている。

表 23 捕獲した鳥獣の処分・利活用に係る費用の負担状況（平成 27 年度）

（単位：人、%）

区分	処分		自家利用	販売
	焼却	埋設		
運搬費	12	4	1	
重機レンタル料		4		
借地料		3		
埋設事務手数料		2		
穴掘りに要した手間		2		
解体費	1			
解体場所使用料			1	
残渣処理等			1	
合計	13 (36.1)	15 (41.7)	3 (8.3)	0 (0)

(注) 1 人数は延べ数である。

2 ( ) 内は、調査した狩猟者 (36 人) に対する割合を示す。

## (b) 処分・自家利用に係る費用

捕獲した鳥獣を処分するために狩猟者が負担しているコストについてみると、焼却は「10 万円未満」が 10 人 (27.8%)、次いで「10 万円以上～20 万円未満」が 2 人 (5.6%) となっている。また、埋設は「10 万円未満」が 7 人 (19.4%)、次いで「10 万円以上～20 万円未満」及び「20 万円以上」がそれぞれ 1 人 (2.8%) となっている。それぞれの平均負担額をみると、焼却が 41,566 円、埋設が 51,831 円となっている。

次に、自家利用するために負担しているコストについてみると、「10 万円未満」が 3 人 (8.3%) となっており、平均額は 11,400 円となっている。

なお、狩猟者 1 人がニホンジカを 7 頭販売していたが、これに伴い負担しているコストについては回答がなく把握することができなかった。

表 24-1 処分・利活用で負担しているコスト（平成 27 年度）（単位：人、円）

区分		10 万円未満	10 万円以上 ～ 20 万円未満	20 万円以上	無回答	平均額
処分	焼却	10 (27.8)	2 (5.6)	0 (0)	24 (66.7)	41,566
	埋設	7 (19.4)	1 (2.8)	1 (2.8)	27 (75.0)	74,867
自家利用		3 (8.3)	0 (0)	0 (0)	33 (91.7)	11,400
販売		0 (0)	0 (0)	0 (0)	36 (100)	0

(注) 1 ( ) 内は、構成比である。

2 平均額の算定においては、無回答を除外している。

これら処分・利活用で負担している経費の合計金額をみると、「10万円未満」が16人（44.4%）と多くなっており、平均額は60,340円となっている。

表 24-2 処分・利活用で負担しているコストの合計金額（平成27年度）  
（単位：人、円）

10万円未満	10万円以上 ～ 20万円未満	20万円以上	無回答	平均額
16 (44.4)	3 (8.3)	1 (2.8)	16 (44.4)	60,340

(注) 1 ( )内は、構成比である。

2 平均額の算定においては、無回答を除外している。



(2) 鳥獣の捕獲に関連し狩猟者に支払われている経費

a 狩猟者に支払われている経費

鳥獣の捕獲に関連して狩猟者に対し、国や地方公共団体などから捕獲活動経費（鳥獣ごとの捕獲数に応じたもの）や各種手当（わなの見回りや銃猟の出動回数などに応じたもの）が支払われている。

これら狩猟者に支払われている経費をみると、捕獲活動経費が 32 人（88.9%）となっており、無回答の 4 人を除く全ての狩猟者が該当している。また、各種手当については、約半数に当たる 17 人（47.2%）が支払いを受けている。

なお、狩猟者 1 人がニホンジカを 7 頭販売していたが、これに伴う販売収入額については回答がなく把握することができなかった。

表 25 鳥獣の捕獲に関連して国や地方公共団体等から狩猟者に支払われている経費（平成 27 年度）（単位：人、%）

区分	該当人数
捕獲活動経費（鳥獣ごとの捕獲数に応じて支払われているもの（注3））	32(88.9)
各種手当	17(47.2)
わな見回り手当	7(19.4)
鳥獣被害対策実施隊手当	5(13.9)
有害鳥獣捕獲隊協力金	3( 8.3)
銃猟出動手当	2( 5.6)
狩猟者登録手数料補助	1( 2.8)
捕獲事業会計手当	1( 2.8)
埋設処理場管理費	1( 2.8)
販売収入	0(0)
無回答	4(11.1)

(注) 1 人数は延べ数である。

2 ( ) 内は、調査した狩猟者（36 人）に対する割合を示す。

3 国の鳥獣被害防止総合対策交付金（緊急捕獲等事業）や市町村の有害鳥獣捕獲報償金など。

b 収入額

鳥獣の捕獲に関連して国や地方公共団体等から狩猟者に支払われている経費の合計額をみると、「50 万円以上」の狩猟者が 9 人（25%）、次いで「10 万円未満」が 6 人（16.7%）、「10 万円以上～20 万円未満」及び「40 万円以上～50 万円未満」が 5 人（13.9%）などとなっており、平均額は、389,240 円となっている。

表 26 鳥獣の捕獲に関連して得た収入(平成 27 年度)（単位：人、円、%）

10 万円未満	10 万円以上～20 万円未満	20 万円以上～30 万円未満	30 万円以上～40 万円未満	40 万円以上～50 万円未満	50 万円以上	無回答	平均額
6 (16.7)	5 (13.9)	3 (8.3)	4 (11.1)	5 (13.9)	9 (25.0)	4 (11.1)	389,240

(注) 1 ( ) 内は、構成比である。

2 平均額の算定においては、無回答を除外している。

(3) 年間コストと収入との関係

これまで記述したとおり、狩猟者は鳥獣の捕獲において様々なコストを負担している。一方、捕獲活動に伴う経費として、有害鳥獣捕獲報償金やわなの見回り手当などの支払いを受けている者もいる。これらの収支状況について、調査対象とした狩猟者についてみた結果は、次のとおりである。

収入平均額である 389,240 円（A 欄）から支出平均額の合計である 410,950 円（B 欄から F 欄までの合計）を差し引くと、収入よりも支出が 21,710 円、上回る状況となっている。

なお、コストにはこれら以外にも銃や車両など、個人により購入額に相当な開きのある備品等の経費（後述(4)参照）があるが、これを差し引いた場合、マイナス分は拡大する。

表 27 狩猟者における鳥獣の捕獲に係る経費の収支状況（年間平均額）（単位：円）

番号	①収入 A	②支出					差し引き ①－② G
		免許の取得・更新 B	狩猟者登録 C	猟銃等の所持・更新 D	消耗品その他 E	焼却処分 埋設処分 自家利用 F	
平均	389,240	1,913	31,829	9,714	307,154	60,340	-21,710
合計		43,456					
		410,950					

(注) 1 これまで記載した各項目における平均額に基づき作成した。

2 「免許B」と「銃所持D」については、前記3(1)③、(2)③で記載した金額を有効期間の3(年)で除している。

#### (4) 備品等の購入、維持管理(参考)

狩猟者は、鳥獣の捕獲等に必要となる猟銃等やわなはもとより、猟場までの移動や捕獲した鳥獣を処分場等に運搬するための車両、巻き狩り(山腹にいる鳥獣を低標高に追い出し、待機した狩猟者が射撃して捕獲する猟法)などにおいて獲物を追い立てる猟犬などの備品等を購入し、その維持管理を行っている。

これらの備品等は、有害鳥獣捕獲等に限らず、いわゆる趣味の「狩猟」において使用することもあるが、前記2(1)bのとおり、狩猟者の活動実態をみると、多くの狩猟者が、「狩猟」よりも「有害鳥獣捕獲等」に費やす時間の割合が多くなっていることなどから、行政が実施する鳥獣による被害の防止対策に係る経費の一部を狩猟者個人が負担しているとみることができる。

##### (a) 備品等の購入状況

狩猟者が鳥獣の捕獲活動に関連して購入している備品等について、①猟銃等、②わな、③車両、④猟犬、⑤その他に分類し、それぞれの所持状況をみると、猟銃等では散弾銃の購入が最も多く、車両では軽トラックの購入が最も多くなっている。また、箱わなと猟犬については、それぞれ6人が購入しており、無線機、スコープ及び双眼鏡については、それぞれ5人から7人の狩猟者が購入している。

表 28 備品等ごとの所持状況 (単位：人)

①猟銃等	空気	散弾	ライフル
	12	27	15
②わな	箱	囲い	
	6	0	
③車両	軽トラック	オフロード	キャンピングカー、不明
	21	6	2
④猟犬	甲斐雑種、土佐、ポインター、セッター、紀州、不明		
	6		
⑤その他	無線機	スコープ	双眼鏡
	7	6	5

(注) 1 「⑤その他」については、所持人数の多い物品を掲載した。

2 人数は延べ数である。

##### (b) 備品等の購入・維持管理に係る費用(参考)

狩猟者が備品等の購入、維持管理で負担しているコスト(1年間当たり)は、次のとおりである。

- ① 猟銃等の購入価格をみると、「10万円未満」が16人(44.4%)、次いで「10万円以上～50万円未満」が11人(30.6%)となっている。また、維持管理費をみると、「10万円未満」が12人(33.3%)、次いで「10万円以上～50万円未満」が3人(8.3%)となっている。
- ② わなの購入価格をみると、「10万円未満」が6人(16.7%)、次いで「10万円以上～50万円未満」が1人(2.8%)となっている。また、維持管理費をみると、「10万円未満」が3人(8.3%)となっている。
- ③ 車両の購入価格をみると、「10万円以上～50万円未満」が17人(47.2%)で最も多く、次いで「10万円未満」が4人(11.1%)などとなっている。また、維持管理費をみると、「10万円以上～50万円未満」が15人(41.7%)、次いで「10万円未満」が8人(22.2%)となっている。
- ④ 猟犬の購入価格をみると、「10万円未満」が5人(13.9%)、次いで「10万円以上～50万円未満」が1人(2.8%)となっている。また、飼育等費をみると、「10万円以上～50万円未満」が4人(11.1%)、次いで「10万円未満」が1人(2.8%)となっている。
- ⑤ スコープや双眼鏡、無線機など、その他の備品の購入価格をみると、「10万円未満」が13人(36.1%)、次いで「10万円以上～50万円未満」が1人(2.8%)となっている。また、維持管理費をみると、「10万円未満」が4人(11.1%)となっている。

また、上記①～⑤の平均額をみると、①「猟銃等の価格(A)」は118,774円で「維持管理費(B)」は62,630円、「②わなの価格(C)」は39,376円で「維持管理費(D)」は19,363円、「③車両の価格(E)」は313,324円で「維持管理費(F)」は166,097円、「④猟犬の価格(G)」は45,484円で「飼育等費(H)」は222,900円、「⑤その他の価格(I)」は37,226円で「維持管理費(J)」は21,500円となっている。

表 29-1 備品等の1年当たりの価格及び維持管理費

(単位：人、円)

区分		10万円未満	10万円以上 ～ 50万円未満	50万円以上 ～ 100万円未満	100万円以上	無回答	平均額
① 猟銃等	購入価格	2 (5.6)	6 (16.7)	13 (36.1)	9 (25.0)	6 (16.7)	991,167
	1年当たりの価格 (A)	16 (44.4)	11 (30.6)	0 (0)	0 (0)	9 (25.0)	118,774
	維持管理費(平成27年度) (B)	12 (33.3)	3 (8.3)	0 (0)	0 (0)	21 (58.3)	62,630
② わな	購入価格	4 (11.1)	3 (8.3)	1 (2.8)	0 (0)	28 (77.8)	199,363
	1年当たりの価格 (C)	6 (16.7)	1 (2.8)	0 (0)	0 (0)	29 (80.6)	39,376
	維持管理費(平成27年度) (D)	3 (8.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	33 (91.7)	19,333
③ 車両	購入価格	0 (0)	4 (11.1)	8 (22.2)	16 (44.4)	8 (22.2)	1,173,357
	1年当たりの価格 (E)	4 (11.1)	17 (47.2)	2 (5.6)	1 (2.8)	12 (33.3)	313,324
	維持管理費(平成27年度) (F)	8 (22.2)	15 (41.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	166,097
④ 猟犬	購入価格	2 (5.6)	5 (13.9)	0 (0)	0 (0)	29 (80.6)	150,000
	1年当たりの価格 (G)	5 (13.9)	1 (2.8)	0 (0)	0 (0)	30 (83.3)	45,484
	飼育等費(平成27年度) (H)	1 (2.8)	4 (11.1)	0 (0)	0 (0)	31 (86.1)	222,900
⑤ その他	購入価格	8 (22.2)	7 (19.4)	0 (0)	0 (0)	21 (58.3)	124,669
	1年当たりの価格 (I)	13 (36.1)	1 (2.8)	0 (0)	0 (0)	22 (61.1)	37,226
	維持管理費(平成27年度) (J)	4 (11.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	32 (88.9)	21,500

- (注) 1 「⑤その他」は、無線機、スコープ、双眼鏡、距離測定器、カメラ、解体ナイフなどである。  
2 「購入価格」は、狩猟者が猟銃等、わな、車両などをそれぞれ複数所有している場合は、その合計金額となる。  
3 「1年当たり価格」は、「備品等の購入価格」÷「経過年数(購入時から平成28年11月までの期間)」で算出している。また猟銃等を複数所有している場合などは、それぞれの購入価格をそれぞれの経過年数で除し、合算している。  
4 無回答欄は、調査表に記載がないものや備品等の購入年月の記載がないため算出できないものである。  
5 「維持管理(飼育等)経費」は、購入した備品等に付随して、平成27年度中に発生した次の経費をいう。  
①猟銃等：修理(オーバーホール、部品交換、加工など。以下、同じ。)、保管料  
②わな：修理  
③車両：修理、検査、税金、保険  
④猟犬：餌、予防接種、薬  
⑤その他：検査、修理  
6 ( )内は、構成比である。  
7 平均額の算定においては、無回答を除外している。

これら備品等の合計購入金額をみると、「10万円以上～50万円未満」が16人(44.4%)、次いで「50万円以上～100万円未満」が11人(30.6%)などとなっており、平均額は539,836円となっている。

表 29-2 備品等の購入金額（平成 27 年度）（単位：人、円）

10 万円 未満	10 万円以上 ～ 50 万円未満	50 万円以上 ～ 100 万円未満	100 万円以上	無回答	平均額
3 (8.3)	16 (44.4)	11 (30.6)	3 (8.3)	3 (8.3)	539,836

(注) 1 ( ) 内は、構成比である。

2 平均額の算定においては、無回答を除外している。

(5) 猟師歴と捕獲数について（参考）

猟師歴と狩猟及び有害鳥獣捕獲等におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲頭数との関係を猟師歴が把握できた 28 人についてみると、狩猟のニホンジカ捕獲においては相関係数（注）が 0.4311 で「かなり相関がある」状況。また、イノシシについても、相関係数は 0.331291 で「やや相関がある」状況となっている。

また、有害鳥獣捕獲等の相関関係をみると、ニホンジカは-0.26105 でイノシシは 0.24115 となっており、いずれも「やや相関がある」状況となっている。

当該調査においては、熟練の技（狩猟歴の長さ）と捕獲頭数において、関連性がみられる結果となった。

注 相関係数とは、「量的変数間の関連性の強さをみる指標」であり、相関係数がどれくらいの値であれば相関があるといえるかについて、+と-のいずれにおいても、「0.7~1.0 であれば「強い相関がある」、0.4~0.7 であれば「かなり相関がある」、0.2~0.4 であれば「やや相関がある」、0.0~0.2 であれば「ほとんど相関がない」というようなある程度の目安がある」とされている（出典：『社会調査の基礎』（平成 22 年 2 月 15 日初版。篠原清夫、清水強志、榎本環、大矢淳 編））。

表 30 猟師歴と狩猟及び有害鳥獣捕獲等におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲頭数との相関関係  
(単位：頭)

猟師歴	狩猟			有害等			合計
	ニホンジカ	イノシシ	小計	ニホンジカ	イノシシ	小計	
47	69	7	76	41	7	48	124
43	-	-	0	-	0	0	0
40	-	12	12	-	55	55	67
38	15	-	15	42	3	45	60
35	-	44	44	-	27	27	71
34	20	5	25	54	11	65	90
31	16	5	21	0	0	0	21
31	3	59	62	-	-	0	62
30	-	82	82	-	37	37	119
25	39	25	64	35	1	36	100
25	-	5	5	-	54	54	59
25	-	-	0	7	23	30	30
24	-	10	10	32	29	61	71
23	-	1	1	-	20	20	21
21	24	6	30	77	6	83	113
19	9	2	11	32	2	34	45
16	35	4	39	65	4	69	108
16	20	4	24	45	4	49	73
16	0	-	0	2	-	2	2
14	9	3	12	35	3	38	50
14	-	12	12	-	6	6	18
13	27	4	31	71	7	78	109
12	10	-	10	18	-	18	28
11	-	14	14	-	12	12	26
10	44	7	51	142	32	174	225
10	1	4	5	14	9	23	28
5	1	-	1	-	0	0	1
3	-	-	0	72	2	74	74

相関係数	狩猟			有害等			合計
	ニホンジカ	イノシシ	小計	ニホンジカ	イノシシ	小計	
猟師歴	0.4311	0.331291	0.346973	-0.26105	0.24115	-0.1567	0.05436

(注) 1 猟師歴については、狩猟者が現在使用している猟銃等の購入時期等から算出しており、実際の猟師歴よりも短い場合がある。

2 「-」印は、狩猟者が捕獲対象としていない（又は市町村等から捕獲要請のない）鳥獣である。

#### 4 その他の調査事項

委託調査において、狩猟者から、自由記載方式により、①狩猟、有害鳥獣駆除、個体数調整以外の捕獲活動内容や経費等、②鳥獣捕獲で直面している課題や支障、③鳥獣の個体数増加の影響や農作物以外の被害、④狩猟免許や銃器の所持許可など、の4項目について意見等を調査した結果は、以下のとおりである。

##### ① 狩猟、有害鳥獣駆除、個体数調整以外の捕獲活動内容や経費等

クマが人家付近に出没。捕獲わなを設置し、撤去。2回出動。
クマの出没情報に伴う警戒出動（無償）。
クマ、イノシシの出没情報に伴う警戒出動（無償）。
国の森林鳥獣被害対策技術高度化実証実験への協力。
クマの目撃情報があり緊急対策として有害鳥獣捕獲隊によるパトロールを実施。
シカ、サル、クマの被害がないか見回り。農家の方に被害がないか話を聞く。
サル被害防止のための巡回を実施（15万円）。

##### ② 鳥獣捕獲で直面している課題や支障

毎日のわなの見回りが一番大変。体力に限界がある。
市からの捕獲業務に係る委託金が少ない。1人当たり10万円は必要だと思う。
銃猟の捕獲従事者の高齢化により、大型獣の捕獲、運搬、解体及び処理が難しくなっている。
猟友会会員の高齢化が進んでおり、捕獲個体の搬出、解体などが難しくなっている。
わなの設置箇所の土地所有者が分からず、同意を得るのに時間を要した。
一般人からは、ハンター達は鳥獣の捕獲を遊びでやっているとみられ、有害鳥獣駆除に出る気を失ってしまう。
クマの出没が多く、錯誤捕獲や人身に対して被害が及ぶのではないかと危惧している。クマの個体数の適正な管理ができるようにしてもらいたい。
カラスの駆除では、近隣に農道等が多く、発砲できる場所が限定される。
捕獲した鳥獣の残渣を山から運び出すことは困難。埋設が原則だが、もう少し簡易的な方法も認められればよい。
狩猟者間のテリトリー争いは従来から多少あったが、そこに認定事業者も加わり、トラブルが多発している。棲み分けや十分な事前調整が必要である。
従前から有害鳥獣駆除は、猟友会の社会的責任として、ほとんどがボランティアで続けられてきたが、認定鳥獣捕獲等事業者制度ができて同じような作業でも高額の報償金が支払われる事例が噂され、猟友会内部に不満がある。
有害鳥獣駆除での自損事故が多く、死亡事故も発生しているが、行政が負担している保険金は金額が低く、補償が不十分である（死亡で約1,000万円）。
有害鳥獣捕獲作業における錯誤捕獲（クマ、カモシカ）の処理に対する負担が大きい。発見から通報・処理が終了するまで約3時間を要する。市からは1頭当たり7,000円の補助があるが、3～4人体制で対応しなければならず、大変苦慮している。
高齢のため、捕獲個体の運び出しに苦労している。コンパクトなウインチなどへの購入補助があるとありがたい。
くくりわなに掛かった鳥獣は、わなの範囲しか動かないので、農地から外れた森林内においては、法定で定められた時間外でも止め刺しを行えるようにしてほしい。
人家近くに設置したわなにイノシシや雄ジカなどが掛かった場合、銃殺ができないため、他の方法で止め刺しをせざるを得ないが、大変手間がかかるばかりでなく危険でもある。
イノシシのくくりわなにかかるタヌキに困っている。
タヌキの有害駆除期間は2か月間しかないため、年6回も申請し直すのは厄介。
イノシシの個体数調整のわなにタヌキが掛かり支障を来している。何とかならないものか。
ハクビシンは農業被害に関しては個体数調整の対象になるが、住宅侵入に関しては業者に委託して高額の費用がかかる状態である。ハクビシンも個体数調整の対象にならないものか。
箱わなを設置し、イノシシ用の餌を入れると、ハクビシン、タヌキ、イタチ等に先行される。
目の細かい箱わなで、ハクビシン、タヌキが相当数捕獲されている。

ハクビシン、タヌキ等の捕獲も積極的に行う必要がある。
近隣住民の理解（特に住宅地）を得られない。
人家近くでくくりわなで捕獲した有害鳥獣のとめ刺しを行う際には気を使う。
狩猟者に 66 歳以上の人が多くなっている。若い人が少ない。
捕獲要員の間で協調不足あり。カモシカの生息域降下に伴い、猟犬がカモシカを追跡し、場合によっては殺傷する事件が発生している。

### ③ 鳥獣の個体数増加の影響や農作物以外の被害

浅間山系、蓼科山、八ヶ岳などの 2,000m 級の高山にもニホンジカ、カモシカの糞が多く見られ、高山植物の食害も発生している。
交通量の多い道路でもニホンジカが散見され、交通事故の危険がある。
ニホンジカに食べられた木が枯死していることや道路に飛び出して交通事故が起きている。
イノシシの穴掘りによる樹木の倒れ。
シカの踏み荒らしによる林道の法面の破壊。
農業被害は、防護柵の設置によって大幅に削減されたが、高標高の森林の皮剥ぎは収まらない。特に、降雪の多かった年は被害が大きくなる。
稀少高山植物が絶滅するおそれが出ている（美ヶ原高原など）。
サル、キツネなどによるライチョウへの被害も報道されている（北アルプスなど）。
ハクビシンが住宅の屋根裏に住み着いて捕獲を依頼されることが多い。
最近、ハクビシンの被害が多く見受けられている。
キツネ、タヌキが増加して、キジ、ヤマドリ、ノウサギなどの狩猟鳥獣の減少がはなはだしい。
当該地域は、平成 26 年に害獣の防護柵の設置が完了し、なおかつ、集落等捕獲隊の活動もあり、農用地への被害、道路での動物との交通事故は大きく減少した。
防護柵にてシカなどの四足動物はある程度防げるようになったが、賢いサルの対応策がなく、農業への意欲が失われ、次第に耕作放棄地が増えている。
空き家や耕作放棄地が増大して人家まで鳥獣が出没している状態。
空き家が多くなり宅地の石積みブロックや土手が崩されて危険。
ある地区では、イノシシによる稲の被害だけではなく、筍の被害にも困っていたが、今年は何年かぶりで筍が食べられたと喜んでいた。いかに個体数を減少させることが大切であるかの一例かと思われるが、市全体では、まだまだイノシシの被害は減っていない。
ハクビシンの被害が増加している地区が増えており、市では特に被害増加 2 地区において、猟友会支部に委託して 2 名の専門パトロール隊を立ち上げ、月 2 回のパトロールを行い、箱わなによる個体数調整を行っている。しかし、農作物被害だけでなく、住宅侵入被害についても業者に高額な費用を払って駆除しなければならず、大きな課題となっている。
当地区の山沢では、山菜が多く取れていたが、平成 15 年頃よりイノシシの被害が発生。現在では沢が河原となり、土砂流出の恐れがある状態。
我が家の裏山でイノシシが掘った穴に水がたまり、土砂流出が生じ、補強工事が実施されたことがある。
シカは 5 年前と比べると少なくなっているが、夜、道路に出てきて車と接触するなどの事故が発生している。また、杉の木やヒノキの皮をむく被害がある。
本来、夜行性のシカが時には昼間も農地や住宅に出没することがあり、住民に不安感を与えている。
サルが民家の物置に侵入して保管農作物（サツマイモ、ジャガイモ等）を食い散らかし、人間が近づくと威嚇してくるので怖い。
小学生や女性が橋の上でサルに威嚇され怖い思いをしている。
夜間、シカ等が道路に飛び出して車両等が破損する事故が多発している（市道、県道、国道）。

### ④ 狩猟免許や銃器の所持許可など

若い世代が猟友会に興味を持てるような取組を行政にお願いしたい。
銃の申請手続き、講習会等を休日に行ってほしい。
装弾の消費期限について、有害鳥獣駆除用 3 か月、狩猟用が 1 年、射撃用制限なし、などのよう



<p>に使用目的によって異なるため、混乱が起こりやすい。毎日の装弾管理の記帳も義務付けられ、銃検査時のチェックも行われていることから、使用目的による制限は、廃止しても問題ないと思われる。</p>
<p>私が住む地域では、有害鳥獣駆除によってシカ、イノシシの減少が狩猟、有害鳥獣駆除の現場では実感されているが、行政が行う調査ではあまり現れてこない。捕獲計画の基礎となる数字なので精度の高い生息調査方法の研究を進めてもらいたい。</p>
<p>これだけ増えたシカやサルの捕獲許可権限を県に置く必要性は乏しい。イノシシなどの許可同様に市町村が行えば、他の鳥獣と一体的に捕獲が進めやすい。</p>
<p>平成 27 年度に 130 回程のくくりわなの見回りをした。負担については、処分に係る運搬費用よりも見回りや仕掛けてあるわなのメンテナンスに要する労力が大きく、また、時間を要するので、捕獲報償金をもらっても大変な作業である。捕獲報償金での捕獲も大切だと思うが、専属の職員の配置も必要である。</p>
<p>銃所持許可の規制を緩和してほしい。</p>
<p>銃所持許可の規制を緩和してほしい。</p>
<p>銃所持許可の規制を緩和してほしい。</p>
<p>狩猟者の高齢化が進み、後継者が激減しているので若い狩猟者の育成を早急にお願いしたい。</p>
<p>銃器の所持許可を取得するまで日数が掛かりすぎ。また、試験問題が複雑すぎて高齢者になると取得ができない。</p>
<p>銃器の取得の簡素化が必要である。</p>
<p>若い人は会社等に勤務しているため、休暇までとって有害鳥獣駆除には参加しない。</p>
<p>北海道のシカ猟に関して、場所と猟のできる日が細かすぎて道外の者にとっては難しすぎる。</p>
<p>銃の所持が厳しくなるばかりで若い狩猟者が全く増えない。更新に係る手続も書類が増えるばかり、難しくなるばかりである。</p>
<p>カワウ、カラス、カルガモの捕獲従事者は狩猟免許取得税が半額になることは有難いが、さらに、くくりわなや箱わなの購入費に係る補助金が出るようにならないものか。</p>
<p>シカやイノシシの捕獲に対し報償金が出ているがハクビシンやアライグマの捕獲に対し報償金は出ないものか。今のところ全くのボランティア状態である。</p>
<p>小動物、タヌキ、ハクビシンの積極的捕獲が考えられるが、タヌキの捕獲許可期限は 2～3 ヶ月で、許可申請手続が面倒であり、何の手当てもなく考慮してほしい。</p>
<p>銃器所持許可等の簡素化（更新時の近隣の聞き取り調査）。</p>
<p>狩猟免許の更新の手続を簡単にしてもらいたい。</p>
<p>有害鳥獣駆除者への減税措置範囲をより一層拡大していただき、狩猟免許更新手続等の事務処理の簡素化を検討してほしい。</p>
<p>現在、捕獲したシカ、イノシシ等の処分に苦慮している。山や畑に重機で穴を掘って埋めているが、市や県の有害駆除の際には行政にて焼却処分の方法を検討してもらいたい。</p>